

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第40条第1項関係〕～〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (省略)</p> <p>〔措令第25条の17第7項関係〕 (削 除) <u>20</u> (省略) <u>20の2</u> (省略) <u>20の3</u> (省略) 21 (省略)</p> <p>〔措令第25条の17第9項関係〕・〔措置法第40条第2項関係〕 (省略)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕 <u>23の2</u> (措置法第40条第3項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨 の届出) <u>23の3</u> (省略) <u>23の4</u> (省略)</p> <p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕～〔措置法第40条第16項関係〕 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第40条第1項関係〕～〔措令第25条の17第5項第3号及び第6項関係〕 (同左)</p> <p>〔措令第25条の17第7項関係〕 <u>20</u> (文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人) <u>20の2</u> (同左) <u>20の3</u> (同左) <u>20の4</u> (同左) 21 (同左)</p> <p>〔措令第25条の17第9項関係〕・〔措置法第40条第2項関係〕 (同左)</p> <p>〔措置法第40条第3項関係〕 (新 設) <u>23の2</u> (同左) <u>23の3</u> (同左)</p> <p>〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕～〔措置法第40条第16項関係〕 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 公益法人等の成立した日は、次に掲げる法人については、法人の設立登記の日となることに留意する。</p> <p>特定一般法人(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イ((定義))に掲げるものをいう。)、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条((定義))に規定する学校法人をいう。)、社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条((定義))に規定する社会福祉法人をいう。)、更生保護法人(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項((定義))に規定する更生保護法人をいう。)、宗教法人(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項((法人格))に規定する宗教法人をいう。)、医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人をいう。))又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項((定義))に規定する特定非営利活動法人をいう。)</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(注) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項((定義))に規定する農地及び採草放牧地(以下「農地等」という。)の権利の移転に当たり同法第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第6号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)又は(2)に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第1項関係〕</p> <p>(贈与又は遺贈のあつた日)</p> <p>5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 公益法人等の成立した日は、次に掲げる法人については、法人の設立登記の日となることに留意する。</p> <p>特定一般法人(法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第2条第9号の2イ((定義))に掲げるものをいう。)、学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)、社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条((定義))に規定する社会福祉法人をいう。)、更生保護法人(更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第6項((定義))に規定する更生保護法人をいう。)、宗教法人(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項((法人格))に規定する宗教法人をいう。)、医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条第2項に規定する医療法人をいう。))又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項((定義))に規定する特定非営利活動法人をいう。)</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(注) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項((定義))に規定する農地及び採草放牧地(以下「農地等」という。)の権利の移転に当たり同法第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第7号の規定による届出を要する農地等が公益法人等に贈与された場合又は公益法人等を設立するために生前に提供された場合で、上記(1)又は(2)に定める日において当該許可又は届出がなされていないときにおける当該農地等の「贈与のあつた日」は、当該農地等に係る当該許可又は届出のあつた日をいうものとして取り扱う。</p>
<p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第5項第1号関係〕</p>	<p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第5項第1号関係〕</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第1号ニ及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件</p> <p>(ロ) . . .</p> <p>(ハ) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) 1・2 . . .</p> <p>3 上記(1)のヌの(イ)及び(ロ)の要件を満たす法人 . . .</p> <p>参考 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の要件 <u>当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額(経常的なものに限る。)</u>が<u>全ての業務に係る費用の額(経常的なものに限る。)</u>の100分の63を超えること。</p> <p>ロ <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額((7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u>の100分の80を超えること。</p> <p>(1) <u>社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)</u>に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。))を含む。)</p> <p>(2) <u>健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)</u>に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診</p>	<p>(公益の増進に著しく寄与するかどうかの判定)</p> <p>12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>イ～リ . . .</p> <p>ヌ . . .</p> <p>(イ) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の35の3第1項第1号<u>ホ</u>及び第2号((社会医療法人の認定要件))に定める要件<u>(この場合において、同号ロの判定に当たっては、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付に係る収入金額を社会保険診療に係る収入に含めて差し支えないものとして取り扱う。)</u></p> <p>(ロ) . . .</p> <p>(ハ) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(注) 1・2 . . .</p> <p>3 上記(1)のヌの(イ)及び(ロ)の要件を満たす法人 . . .</p> <p>参考 医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号の要件 医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えること。</u></p> <p>ロ <u>社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)</u>に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む。)、<u>健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)</u>に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、<u>予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。)</u>に係る収入金額、<u>助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)</u>に係る収入金額(1の分娩に係る助</p>

改正後	改正前
<p>療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)</p> <p>(3) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種に係る収入金額</p> <p>(4) 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)</p> <p>(5) 介護保険法の規定による保険給付(第3項において「介護サービス」という。)に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給(第3項において「障害福祉サービス等」という。)に係る収入金額</p> <p>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額(ニ及び第57条の2第1項第2号ハにおいて「補助金等に係る収入金額」という。)のうち、医療保健業務に係るもの</p> <p>ハ</p> <p>ニ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)が、当該業務に係る費用の額(経常的なものに限る。)に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>4 上記(1)のヌの(ハ)の要件を満たす法人</p> <p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)第1条第1号イからハまでの要件</p>	<p>産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。</p> <p>ハ</p> <p>ニ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>4 上記(1)のヌの(ハ)の要件を満たす法人</p> <p>措令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成15年厚生労働省告示第147号)第1号に規定するイからハまでの要件</p>

改正後	改正前
<p>参考 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準第1条第1号</p> <p>その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。</u></p> <p>(1) <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）</u></p> <p>(2) <u>健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u></p> <p>(3) <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u></p> <p>(4) <u>助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（^{べん}の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）</u></p> <p>(5) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付（次条において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u></p> <p>(6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支</u></p>	<p>参考 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準第1号</p> <p>その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）</u>、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を越えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、<u>全収入金額の100分の80を超えること。</u></p>

改正後	改正前
<p>給（次条において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額</p> <p>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（ハにおいて「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの</p> <p>ロ</p> <p>ハ 病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p>(削除)</p> <p>(国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件)</p> <p>20 財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいう。以下同じ。）のうち法人税法別表第1に掲げる法人に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、. . . .</p> <p>(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)</p>	<p>ロ</p> <p>ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</p> <p>(4)</p> <p style="text-align: center;">〔措令第25条の17第7項関係〕</p> <p>(文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行う学校法人)</p> <p>20 措令第25条の17第7項に規定する「私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第1項（書類の作成等）に規定する学校法人で同項に規定する文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行うもの」とは、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従い会計処理を行う学校法人（以下この項において「学校法人」という。）をいい、例えば、その贈与又は遺贈に係る学校法人の監査報告書又は寄附行為などに当該学校法人の会計処理は学校法人会計基準により行う旨の記載があるものは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(国立大学法人等に係る措令第25条の17第7項の要件)</p> <p>20の2 財産の贈与又は遺贈が、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人をいう。以下同じ。）のうち法人税法別表第1に掲げる法人（以下「特定国立大学法人等」という。）に対するものである場合における措令第25条の17第7項の規定の適用については、同項第2号及び第3号の要件を満たす必要があることに留意する。</p> <p>なお、. . . .</p> <p>(関係大臣が財務大臣と協議して定める方法)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>20の2 . . .</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>20の3 . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p><u>(措置法第40条第3項に規定する財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出)</u></p> <p>23の2 措置法第40条第3項に規定する公益法人等から、当該公益法人等の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に対し、同項に規定する財産等(特定管理方法により管理されているものを除く。)をその公益目的事業の用に直接供しなくなった旨の届出書(その旨を明らかにする書類の添付があるものに限る。)の提出があった場合には、原則として、同項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の3 . . .</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p>23の4 . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p>(特定一般法人に該当しないこととなった場合)</p> <p>24 財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することに留意する。</p>	<p>20の3 . . .</p> <p>(所轄庁証明を受ける時期)</p> <p>20の4 . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第3項関係〕</p> <p>(新 設)</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「解散の日」)</p> <p>23の2 . . .</p> <p>(措令第25条の17第16項に規定する「合併の日」)</p> <p>23の3 . . .</p> <p style="text-align: center;">〔措置法第40条第2項及び第3項共通関係〕</p> <p>(特定一般法人に該当しないこととなった場合)</p> <p>24 財産の贈与又は遺贈を受けた特定一般法人が当該贈与又は遺贈に係る措置法第40条第1項後段の承認があった後に法人税法第2条第9号の2イに掲げる要件を満たさないこととなった場合には、措置法第40条第2項に規定する「当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたとき」又は同条第3項に規定する「第1項後段の規定を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産をその公益目的事業の用に直接供しなくなつた場合」に該当することに留意する。</p>